

税の申告時期が近づいてきました

～確定申告、市・県民税申告は期限内にお願いします～

今年も2月16日(月)から、「所得税および復興特別所得税の確定申告」と「市・県民税の申告」が始まります。申告は正しい課税のための大切な手続きです。忘れずに申告しましょう。分からぬことがありますれば、税務署や市役所税務課まで気軽に問い合わせください。

申告期限は3月16日(月)ですが、期限間近になると大変混雑しますので、早めに済ませましょう。

確定申告はe-Taxをご利用ください

○国税庁ホームページで電子申告

自宅から国税庁ホームページの確定申告書等作成コーナーで、電子申告や申告書の作成ができます。

○添付書類の提出を省略できます

確定申告をe-Taxで行う場合、医療費の領収書や源泉徴収票、寄付金の領収書等は、その記載内容を入力して送信することにより提出または提示を省略することができます。(確定申告期限から5年間は書類の提出または提示を求められことがありますので保管しておいてください。)

○還付がスピーディー

e-Taxによる還付申告は、書面申告と比べて早期処理されます。

「所得税および復興特別所得税」は、納税者自らが税法に従い、所得金額と税額を正しく計算して申告し、納税するという「申告納税制度」を採用しています。**期限までに申告をしなかったり、誤った申告をしたりすると、加算金が賦課される場合があるほか、延滞税も納付しなければなりませんので、ご注意ください。**

1年間の所得金額と税額を正しく計算し、早めの申告と納税をお願いします。

申告会場のお知らせ

対象者	日 時	会 場
還付のある人	2月 9日(月)～	
商売など事業所得のある人	2月16日(月)～ 3月16日(月)	武生税務署
農業所得のある人 <small>※町内ごとに割当日があります。 詳しくは、JA広報誌「かけはし2月号」をご覧ください。</small>	2月18日(水)	JA鯖江東支店(北中山)
	2月19日(木)	JA河和田出張所
	2月18日(水)～ 19日(木)	JA舟津出張所
		JA新横江出張所
		JA神明出張所
		JA片上出張所
		JA鯖江北支店(立待)
	2月18日(水)～ 20日(金)	JA豊出張所
		JA鯖江中央支店(中河)
		JA鯖江西支店(吉川)

時間は午前9時～午後4時
(土・日、祝日を除く)

無料申告相談(北陸税理士会武生支部の税理士)

日 時	会 場
2月23日(月)・24日(火)	市役所新館4階多目的ホール
時間は午前9時～正午、午後1時～4時	



税 稅務署

ネットなら便利！24時間 確定申告

国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)の「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に従って金額などを入力すれば、税額などが自動計算され、所得税および復興特別所得税、消費税および地方消費税(個人)、贈与税の申告書や青色申告決算書などができる、e-Taxで送信するか、書面で提出して税務署に提出することができます。

e-Taxを利用する場合は、電子証明書の取得(有料)、ICカードリーダライタの購入などの事前手続きが必要です。詳しくは、e-Taxホームページ、または下記までお問い合わせください。

<http://www.e-tax.nta.go.jp>

【問合先】

e-Tax・作成コーナーヘルプデスク
☎0570-01-5901

(注) 電子証明書を取得済みの人は、
有効期限(取得から3年間)を
確認してください。



電話相談センターをご利用ください

まずは、**武生税務署(☎22-0890)**に電話

所得税および復興特別所得税・消費税・贈与税の確定申告に関する質問や相談は、
自動音声案内で**「0」**を選択してください。



国税に関する一般的な質問や相談は、
自動音声案内で**「1」**を選択してください。

市・県民税申告

市・県民税申告の必要な人

平成27年1月1日現在、市内に住所のある人は、3月16日(月)までに、市・県民税の申告書を提出してください。ただし、次に該当する人は、原則、申告の必要はありません。

- ① 税務署に確定申告をする人
- ② 給与所得のみの人で、勤務先から市役所に給与支払報告書が提出されている人
- ③ 公的年金に係る所得のみの人で、医療費控除などを受けない人



●次の所得は、必ず申告してください

- ★パート収入、シルバー人材センターの配分金
- ★保険の勧誘や物品販売などの外交員報酬
- ★地代、家賃などの不動産所得
- ★農業所得

- ① 所得の計算に必要な帳簿書類（現金出納簿・売上帳・仕入帳・経費帳などの記帳が義務化されています。）
- ② 給与所得や年金収入のある人は源泉徴収票

●申告の際、次に当たる書類がある場合は、必ず持参してください

- ④ 所得控除を受ける場合はその証明書等
- 雜損控除：支払事実を証する書類、災害関連支出の明細書
- 医療費控除：医療費の領収書、補填金額が分かる書類
- 社会保険料控除：国民健康保険料、介護保険料、後

期高齢者医療保険料、その他社会保険料の支払金額が分かる書類（国民年金保険料控除証明書など）
○ 生命保険料控除、地震保険料控除：保険会社発行の申告用控除証明書
○ 寄附金控除：寄附金の受領証

● 申告をお忘れなく

地区別の申告受付日程は次のとおりです。市・県民税申告書が送付された人や、申告が必要と思われる人は、必要な書類を持参して申告してください。

月 日	地区名	受 付 会 場	受 付 時 間
1月29日(木)	豊	豊 公 民 館	午後1時～4時
1月30日(金)	片 上	片 上 公 民 館	午後1時～4時
2月 2日(月)	中 河	中 河 公 民 館	午後1時～4時
2月 3日(火)	鯖 江	鯖 江 公 民 館	午前10時～午後4時
2月 4日(水)	新横江	新 横 江 公 民 館	午後1時～4時
2月 5日(木)	北中山	北 中 山 公 民 館	午後1時～4時
2月 6日(金)	吉 川	吉 川 公 民 館	午後1時～4時
2月 9日(月)	立 待	立 待 公 民 館	午前10時～午後4時
2月10日(火)	河 和 田	河 和 田 コ ミ セン	午後1時～4時
2月12日(木)	神 明	神 明 公 民 館	午前10時～午後4時
2月16日(月)～ 3月16日(月)	全地区	市 役 所 新館4階多目的ホール	午前9時～午後4時 (土・日を除く)

【問合先】 税務課市民税グループ
☎ 532210

○○○お知らせ○○○

- ・確定申告において、自営業等の事業所得、土地や株の譲渡所得、1年目の住宅借入金等特別控除、青色申告および平成25年以前の申告については、税務署で申告してください。
- ・「復興特別所得税」記載漏れにご注意ください。
平成25年分から平成49年分までの各年分については、復興特別所得税を所得税と併せて申告・納税することとされています。還付申告の人も含め、申告する全ての人が、「復興特別所得税額」欄への記載が必要です。
確定申告書の作成の際には記載漏れにご注意ください。
- ・2月16日(月)から市役所新館4階多目的ホールに、e-Taxコーナーを設置しますので、ご利用ください。

支 払 金額	支 払 金額	(④)	2 2 1 0 0
復興特別所得税額 (④ × 2.1%)	復興特別所得税額 (④ × 2.1%)	(⑤)	4 6 4
所得額及び復興特別所得税の額 (④ + ⑤)	所得額及び復興特別所得税の額 (④ + ⑤)	(⑥)	2 2 5 6 4